

新居浜市建設工事請負代金中間前金払実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号。以下「契約規則」という。）第41条の2第3項に規定する前払金の支払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる建設工事（以下「工事」という。）の請負契約は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 工期の二分の一を経過していること。
- (2) 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が当該工事の請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

(中間前金払と部分払)

第3条 中間前金払を受けた工事は、部分払を行うことはできないものとする。ただし、継続費又は債務負担行為による工事の場合は、各会計年度の出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

(中間前金払の金額)

第4条 中間前金払の金額は、請負代金の額の10分の2以内とし、前金払及び中間前金払の額の合計額が請負代金の額の10分の6を超えてはならない。この場合における請負代金の額は、中間前金払を受けようとする者が次条に規定する申請を行ったときに既に締結している工事請負契約の金額とする。

2 継続費又は債務負担行為による工事請負契約の中間前金払の金額は、各会計年度の出来高予定額の10分の2以内とし、前金払及び中間前金払の額の合計額が当該会計年度の出来高予定額の10分の6を超えてはならない。

(中間前金払の申請)

第5条 中間前金払を申請する者は、中間前金払認定申請書（第1号様式）及び工事履行報告書（第2号様式）を当該建設工事の監督員に提出しなければならない。

(中間前金払の認定)

第6条 監督員は、工事履行報告書により、当該工事について第2条各号の要件を満たすものであるか確認しなければならない。

2 当該工事に係る支出予算を執行する課所長（以下「予算執行課長」という。）は、中間前金払をすることができる要件を見満たしているかどうか中間前金払認定通知書（第3号様式）により通知する。

(中間前金払の支払請求)

第7条 前条第2項により中間前金払をすることができる要件を満たしていると認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、前払保証事業会社が発行する保証証書を添えて中間前金払の支払請求書を予算執行課長に提出しなければならない。

2 認定者は、前項の規定による保証証書の添付に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる前払保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、認定者は、当該保証証書を添付したものとみなす。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、適法な請求書及び保証証書を受け取った日から20日以内に支払うものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年3月31日から施行する。

2 この要領は、平成23年4月1日以後に締結する工事請負契約の支払から適用し、同日前に締結した工事請負契約に係る支払については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和6年4月1日以後に締結する工事請負契約の支払から適用し、同日前に締結した工事請負契約に係る支払については、なお従前の例による。